

第4章 計画段階配慮事項の選定

4.1 計画段階配慮事項の選定の結果

4.1.1 計画段階配慮事項の選定

佐賀県環境影響評価技術指針（平成11年佐賀県告示第464号）において、計画段階配慮事項の選定は、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、配慮対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することとされている。

本事業の事業実施想定区域は土地造成済みの市有地を中心に活用した土地形態であり、事業の実施によって、新たな自然環境の大規模（広域的）な直接改変は行わないこと、施設供用後には公害防止基準を達成する対策を十分に講じることなどより、いずれの環境要素についても、重大な影響は回避又は低減が図られるものと想定される。ただし、事業実施想定区域の周辺には、保全対象住居等や唐津市景観計画における重要地区が分布するなどの特徴を有しており、事業の計画立案に当たっては、これらの地域特性を踏まえた環境保全を図っていくことが必要である。

このため、「第2章 2.8 複数案の設定」において設定した「構造物等の構造」（煙突高さ）の複数案をふまえ、複数案間で周辺地域への影響の程度が異なることが想定される大気質（煙突排ガス）及び景観（眺望景観）を計画段階配慮事項として選定し、配慮書段階で比較・検討を行うこととした。

なお、既に条件が定まっている区域の位置や、適切かつ安全なごみ処理を行ううえで单一案を決定する必要のある施設の規模等については複数案の設定はできないが、今後の事業計画の深化化を踏まえ、当該条件を踏まえて適切に調査、予測・評価を行い、周辺環境への影響に配慮した検討を行っていく。

以上の方針を踏まえて、事業特性及び地域特性並びに影響要因を勘案して選定した計画段階配慮事項の項目は、表 4-1に示すとおりである。

表 4-1 計画段階配慮事項の選定結果

影響要因の区分			工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用				想定される影響要因	
建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	造成等の施工による一時的な影響	地形改変及び施設の存在	施設の稼働			廃棄物の搬出入	廃棄物の発生		
				排ガス	排水	機械等の稼働				
環境要素の区分										
大気環境	大気質	硫黄酸化物			○				【存在・供用】施設の稼働	
		窒素酸化物			○				【存在・供用】施設の稼働	
		浮遊粒子状物質			○				【存在・供用】施設の稼働	
		粉じん等							—	
		大気質に係る有害物質 ^{注1)}			○				【存在・供用】施設の稼働	
	騒音	騒音							—	
	振動	振動							—	
水環境	水質	水の濁り							—	
		水の汚れ							—	
		水質に係る有害物質 ^{注2)}							—	
土壤に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質							—	
		土壤に係る有害物質 ^{注3)}							—	
動物		重要な種及び注目すべき生息地							—	
植物		重要な種及び群落							—	
生態系		地域を特徴づける生態系							—	
人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場							—	
景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観		○					【存在・供用】施設の存在	
歴史的文化的遺産		歴史的文化的遺産							—	
廃棄物等		廃棄物							—	
		建設工事に伴う副産物							—	
温室効果ガス		二酸化炭素							—	

注 1) 環境基準が設定されている物質、塩化水素及びダイオキシン類

注 2) 環境基準のうち人の健康の保護に関する環境基準が設定されている項目及びダイオキシン類

注 3) 環境基準が設定されている項目及びダイオキシン類

4.1.2 計画段階配慮事項の選定理由

計画段階配慮事項の選定理由は表 4-2に示すとおりであり、「土地又は工作物の存在及び供用」における計画段階配慮事項として、「第2章 2.8 複数案の設定」に示す建造物等の構造に関する複数案間で影響の程度が異なると考えられる、「施設の稼働」に係る大気質、「施設の存在」に係る景観を選定した。

なお、今後の環境影響評価手続き（方法書段階）において、本配慮書での検討結果並びに最新の事業特性、地域特性を踏まえ、環境影響評価項目の選定を適切に行う方針である。

表 4-2 計画段階配慮事項として選定した項目及び選定理由

項目		複数案の設定	選定理由
環境要素	影響要因		
大気質	土地又は 工作物の 存在及び 供用	施設の 稼働	施設の稼働に伴い発生する煙突排ガス中に含まれる硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び有害物質が周辺環境に及ぼす影響の程度は、煙突高さの複数案に応じて変化すると考えられるため、計画段階配慮事項として選定する。
		煙突高さに係る複数案 A案：59m B案：80m	施設の存在が主要な眺望点からの眺望景観に及ぼす影響の程度は、煙突高さの複数案に応じて変化すると考えられるため、計画段階配慮事項として選定する。
景観	施設の 存在		

4.2 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定及びその理由

計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法は、地域特性及び事業特性を踏まえるとともに、佐賀県環境影響評価技術指針（平成11年佐賀県告示第464号）を踏まえ、表 4-3 (1)～(3)に示すとおり選定した。

表 4-3 (1) 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定

環境要素	影響要因	調査の手法	予測の手法	評価の手法
大気質	土地又は工作物の存在及び供用（施設の稼働）	<p>【調査すべき情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気質の状況 ・気象の状況 <p>【調査の基本的な手法】</p> <p>文献調査による方法とする。</p> <p>【調査地域】</p> <p>施設の稼働に伴う大気質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、図 4-1に示す事業実施想定区域周辺の広域の範囲^{注1)}とする。</p> <p>【調査手法の選定理由】</p> <p>調査地域の大気質及び気象に関する情報が既存資料中に存在するため。</p>	<p>【予測項目】</p> <p>煙突排ガス中の大気汚染物質のうち、環境基準の定めのある二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類の年平均濃度</p> <p>【予測の基本的な手法】</p> <p>「窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕」（平成12年12月、公害研究対策センター）等に基づき、大気拡散式を用いて長期平均濃度（年平均値）及び短期濃度を概略予測する^{注2)}。</p> <p>【予測地域】</p> <p>調査地域と同様とする。</p> <p>【予測手法の選定理由】</p> <p>調査地域への大気質に係る影響の程度を定量的に予測できるため。</p>	<p>【評価の手法】</p> <p>設定した複数案間における環境影響の程度について比較・評価を行うほか、環境基準等との整合が図られているかを検討する。</p> <p>【評価手法の選定理由】</p> <p>複数案間の影響の程度の差異を適切に評価できるため。</p>

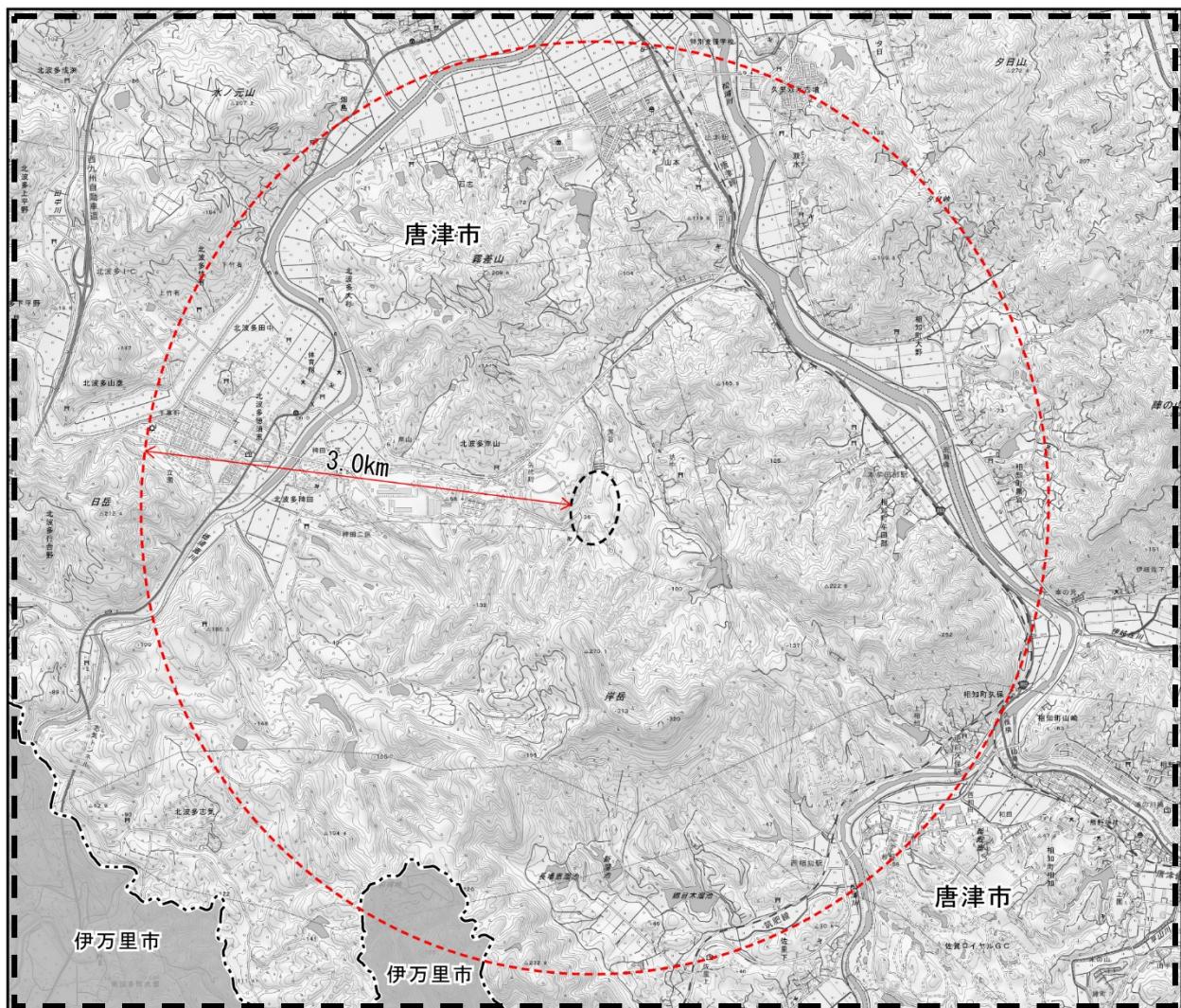
注 1) 煙突排ガスの影響を予測した結果は「5.1 大気質」に示すとおりであり、年平均値の最大着地濃度地点は事業実施想定区域の中心より約 460m～550m の位置となると予測された。調査対象地域の設定については、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）において、最大着地濃度出現距離の概ね2倍の範囲とする考え方が示されているが、図 4-1に示す調査及び予測範囲は、当該範囲（約 460m～550m の2倍：約 1.1km）を十分に包含する範囲となっている。

注 2) 現時点においては、事業実施想定区域付近の詳細な気象等のデータが得られていないこと、施設構造物の詳細な形状等の想定が困難なことなどにより、事業実施想定区域周辺の地形の起伏は考慮せずに概略の予測を行う。事業実施想定区域の地形の起伏を考慮した詳細な予測については、今後、事業実施想定区域周辺における詳細な現地調査を実施したうえで、今後作成する環境影響評価準備書の段階で検討を行う方針である。

表 4-3 (2) 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定

環境要素	影響要因	調査の手法	予測の手法	評価の手法
景観	土地又は工作物の存在及び供用 (施設の存在)	<p>【調査すべき情報】 主要な眺望点及び景観資源の状況、主要な眺望景観の状況</p> <p>【調査の基本的な手法】 文献調査、現地踏査及び写真撮影による方法</p> <p>【調査地域】 施設の存在に伴う景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施想定区域から半径約 3km 程度^{注)}の範囲及び主要な眺望点を包含する図 4-1 に示す範囲とする。</p> <p>【調査手法の選定理由】 調査地域の景観資源及び眺望点の状況に関する情報が既存資料中に存在するとともに、現地踏査及び写真撮影による把握が可能ため。</p>	<p>【予測項目】 眺望景観の変化の程度</p> <p>【予測方法】 眺望点及び景観資源と煙突の位置関係を整理したうえで、フォトモンタージュを作成することにより、眺望景観の変化の程度について予測する。</p> <p>【予測地域】 調査地域と同様とする。</p> <p>【予測手法の選定理由】 眺望景観の変化の程度を適切に予測できるため。</p>	<p>【評価の手法】 設定した複数案間における環境影響の程度について比較・評価を行う。</p> <p>【評価手法の選定理由】 複数案間の影響の程度の差異を適切に評価できるため。</p>

注) 「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成 11 年 11 月、建設省) を参考に、施設の形態が捉えやすい範囲等を考慮して設定した。



凡 例

- 事業実施想定区域
- 事業実施想定区域境界線から 3km の範囲
- 調査及び予測範囲（大気質・景観）

1:50,000

0 0.5 1.0 2.0 km

N

注) この地形図は、電子地形図 25000 (国土地理院)
に情報を追記したものである。

図 4-1 調査及び予測範囲（大気質・景観）